

第三次産業の労働災害を防止するために 【小売業】編

北海道内において発生した休業4日以上労働災害による死傷者数(全産業)は、統計開始以来、年々減少傾向を示していたものの、平成21年を境に増加に転じております。

また、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で労働災害は激増していますが、その新型コロナウイルス感染症を除いても増加している状況にあります。

このような中で、小売業の労働災害による死傷者数も年々増加しており、北海道内において過去5か年間(H29-R3)で発生した労働災害は、全産業で発生した12.0%を占める状況にあります。

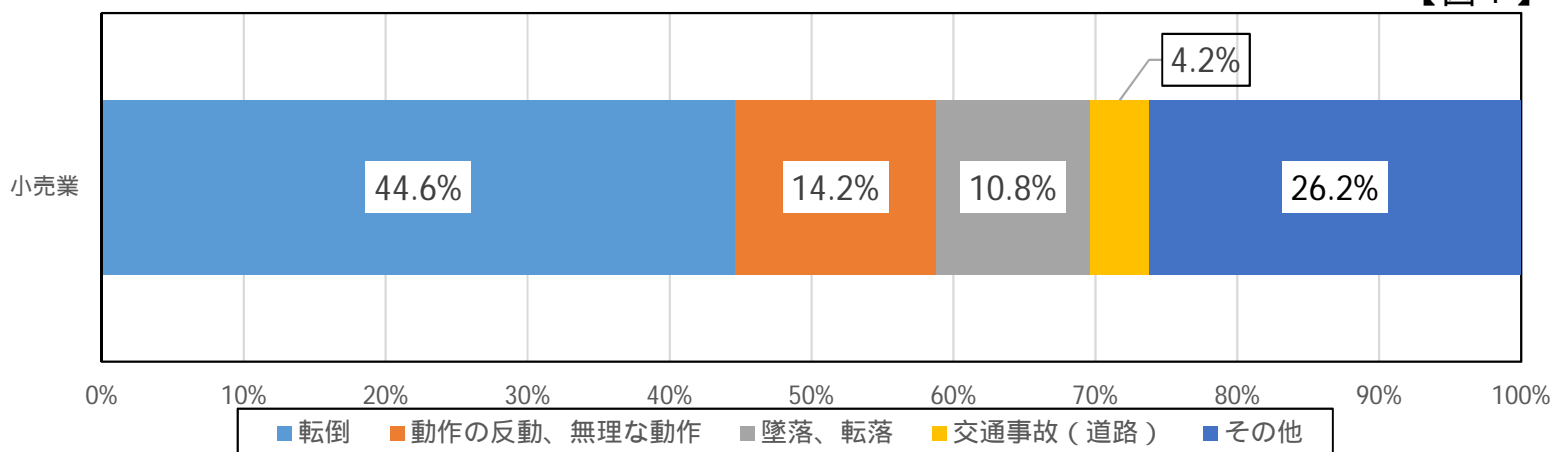
小売業で発生した労働災害を事故の型別で見ると、「転倒」、「動作の反動、無理な動作」(腰痛症)、の二つで全体の6割を占める状況にあります。

また、小売業のうち新聞販売業においては、「転倒」、「交通事故」で8割となっており、特に冬期間の配達中の雪・氷による転倒が目立ちます。

このようなことから、「転倒」と「動作の反動、無理な動作」(腰痛症)の二つを労働災害防止の最重対策として講ずることが必要です。

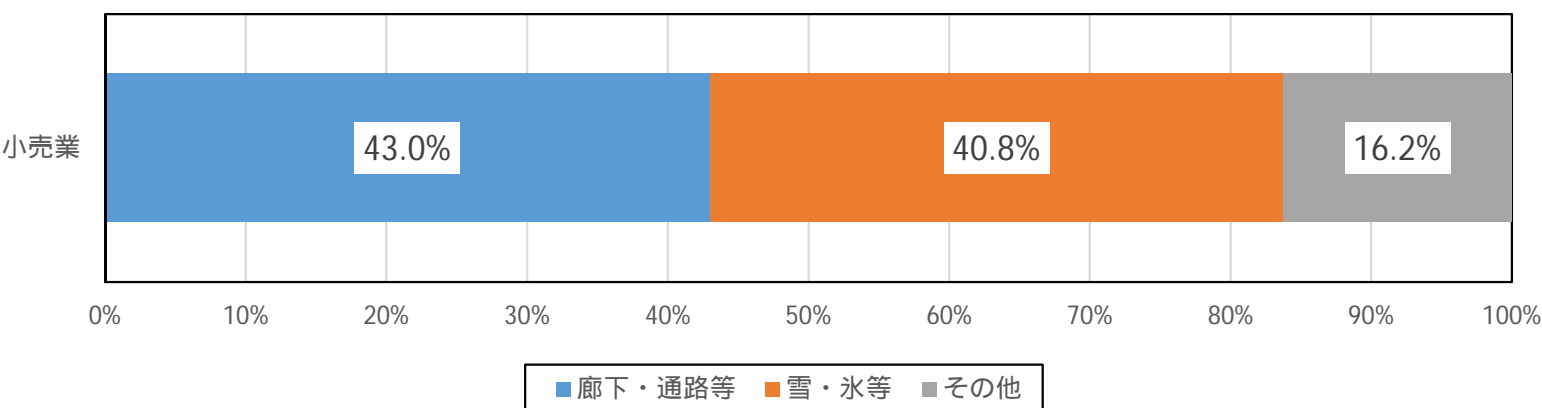
事故の型別労働災害発生状況【北海道内】(H29-R3)

【図1】



転倒原因(起因物)別労働災害発生状況【北海道内】(H29-R3)

【図2】



小売業における労働災害防止のためには次の事項を重点的に実施しましょう

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 転倒災害防止対策
- 3 高齢労働者対策(エイジフレンドリーガイドライン)
- 4 安全衛生教育による4S運動、KY活動、見える化

1 安全衛生管理体制

法定の安全衛生スタッフの選任が必要です。

下図のとおり、業種及び事業場単位¹の労働者数により選任すべき管理者が違います

- 1 総括安全衛生管理者
- 2 安全管理者
- 3 衛生管理者
- 4 産業医
- 5 衛生推進者又は安全衛生推進者
- 6 安全推進者



【図3】

1 事業場単位とは、法人全体の人数ではなく販売店ごとの人数(パート等含む)をいいます。ただし、店舗内の他の法人(テナント)はその人数に数えません。

人数	小売業のうち、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業 (労働安全衛生法施行令第2条第2号)	人数	小売業のうち、左の業種以外 (労働安全衛生法施行令第2条第3号)
300人以上	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生管理者 安全管理者 産業医 総括安全衛生管理者 	1000人以上	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生管理者 産業医 総括安全衛生管理者
50～299人	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生管理者 安全管理者 産業医 	50～999人	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生管理者 産業医
10～49人	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生推進者 	10～49人	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生推進者
1～9人	<p>事業者</p>	1～9人	<p>事業者</p>

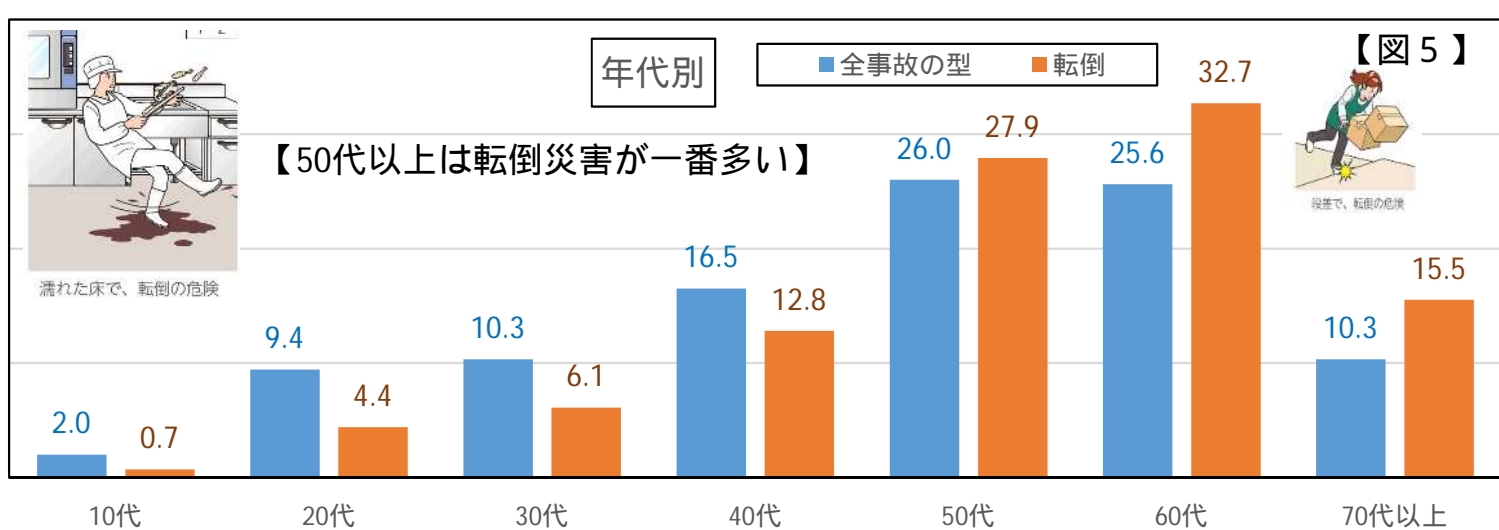
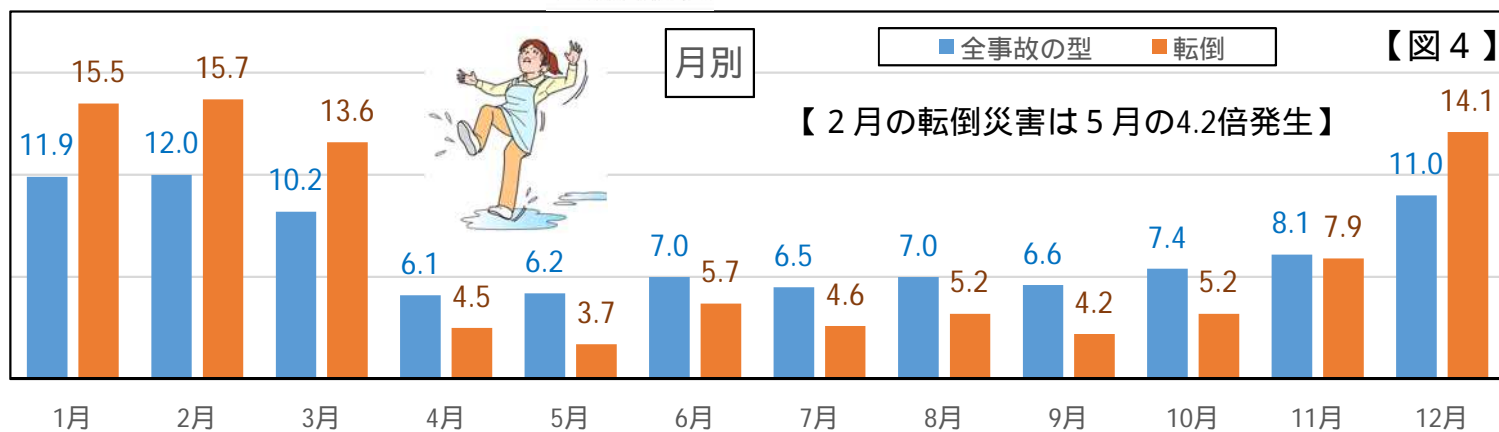
1 安全推進者の選任も望ましい

1 「安全推進者の配置等に係るガイドライン」H26.3.28 基発0328第6号 参照

2 転倒災害防止対策

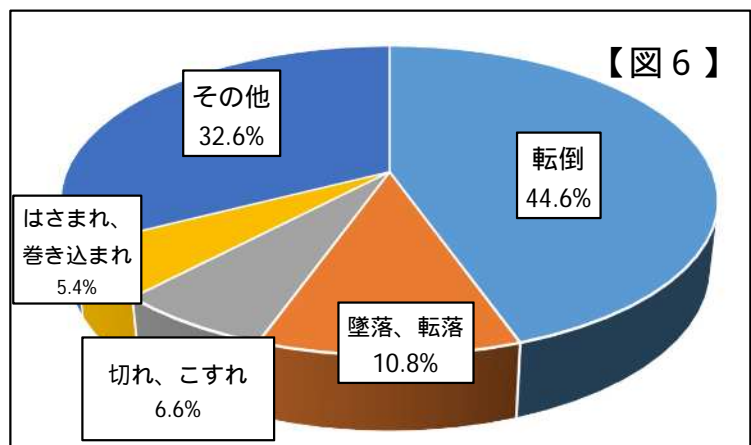


STOP!転倒災害プロジェクト



小売業における労働災害を分析すると、12月から3月(冬期)に一番多く発生しており、そのほとんどが通路の雪・氷による転倒である。2月と5月の転倒災害を比較すると、4.2倍の発生率である。【図4】

転倒災害が全体の約4割となっており、被災した者の年齢を見ると50代以上の者が全体の約6割を占めている。



【転倒防止対策】

- ・ 通路・階段・出口など歩行する場所には物を置かないこと
- ・ 床面が、水・氷・油類等で汚れている場合には放置せず、すぐに取り除くこと
- ・ 廊下など移動中に物につまづかないよう適切な明るさ(照度)を確保すること
- ・ 作業に適した靴を選定して着用し、靴底のすり減りがないか定期的に点検すること
- ・ 段差を極力解消する又は段差のある場所に「足元注意」の表示をして注意喚起を図ること
- ・ 転倒の危険性のある場所にはステッカー(標識)を付けるなど注意喚起を図ること(見える化)
- ・ 階段は手すりを利用して昇降すること
- ・ 屋外通路は、凍結防止対策(融雪剤、砂等の散布)を講ずること
- ・ 過去に転倒災害があった場所を危険マップに明示し周知すること
- ・ 転倒予防のための教育、研修を充実すること

3 高年齢労働者対策



高年齢労働者の安全衛生対策について・北海道労働局

近年、働く高年齢労働者が増え、60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍になりました。それに伴って、高年齢労働者の労働災害も増加しています。

そこで国では、高年齢労働者の特性に配慮した安心・安全の職場をめざすために、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を策定しました。同ガイドラインは、高年齢労働者を雇用する事業者と労働者に求められる取り組みを具体的に示しました。

4 安全衛生教育等の徹底

小売業に従事する労働者は製造業等の工業的業種に比べ、パートタイマー、派遣、アルバイト等が一般的に多いため、法令で定める雇入れ教育の不徹底が散見されます。

そのことにより労働災害につながるリスクが潜在しています。

また、小売業においては作業行動災害といわれる転倒災害が全体の約7割を占めていることから、床にこぼれた水の処理及び雪氷に関する履物・歩行方法及び商品の陳列等に使用する脚立、踏台の使用についての作業手順(マニュアル)を作成し、周知することが必要です。

なお、派遣労働者については、派遣先(派遣業から受入先である小売業)で安全衛生に関する措置義務があります。

ア 4S(よんエス)活動

4Sとは、「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」の頭文字をいうもので、労働災害を防止するだけでなく、作業の効率化にも効果があるといわれています。また、「しつけ」を加え5Sとする場合もあります。

整理 必要な物と不要な物を分けて、不要なものを処分すること

整頓 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で配置すること

清掃 作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除き、床が濡れている場合には転倒するおそれがあるので清掃を行う

清潔 整理、整頓、清掃をくり返し、衛生的で快適な職場環境を形成する

イ 安全の見える化



見える化実践マニュアル

「安全の見える化」とは日頃取り組んでいる安全活動や職場にひそむ危険などを目に見える形にして効果的に災害防止を推進する取組です。

「見える化」することにより、労働者の安全意識が高まり、安全活動の活性化の効果が期待できます。

